

四日市市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 7 号

四日市市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員単身赴任手当支給規則（平成 2 年四日市市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（やむを得ない事情） 第 2 条 条例第 4 2 条第 1 項の規則で定める「やむを得ない事情」は、次の掲げる事情とする。 （1）配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）から（5）まで （略） （権衡職員の範囲等） 第 4 条の 2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して第 3 条に規定する基準に照らして困難で</u>	（やむを得ない事情） 第 2 条 条例第 4 2 条第 1 項の規則で定める「やむを得ない事情」は、次の掲げる事情とする。 （1）配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）から（5）まで （略） （権衡職員の範囲等） 第 4 条の 2 <u>四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 3 3 年四日市市条例第 1 5 号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居し</u>

あると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）その他条例第42条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同条第1項及び第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 2 前項の条例第42条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

ていた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）その他条例第42条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同条第1項及び第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 2 前項の条例第42条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下、この号において「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前3号の規定中「転任に伴い」とあるのを、「新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「当該転任」とあるのを「当該適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(5) (略)

(届出)

第6条 新たに条例第42条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（第1号様式及び第1号様式の2）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。第3項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同

もののうち、単身で生活することを常況とする職員。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 前3号の規定中「転任に伴い」とあるのを、「四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年四日市市条例第15号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「当該転任」とあるのを「当該適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(6) (略)

(届出)

第6条 新たに条例第42条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（第1号様式及び第1号様式の2）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

様とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第42条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第8条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第42条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日(任命権者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始

2 (略)

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第42条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第8条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第42条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後

については、第 6 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）	にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）
---	---

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（総務部人事課）